

2008年8月25日
郵便事業株式会社

記録系特殊取扱のサービス改定

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄)は、本日、記録系特殊取扱のサービス改定について総務大臣及び国土交通大臣に内国郵便約款等の変更認可申請を行い、総務大臣に対して内国郵便に関する届出料金表の変更届出を行いましたのでお知らせします。

1 認可申請日

平成20年8月25日(月)

2 概要

(1) 簡易書留特殊取扱料の変更

平成20年11月16日(日)まで 350円

平成20年11月17日(月)以降 300円

(変更後、定形郵便物(25gまで)を簡易書留とする場合)
郵便料金80円+特殊取扱料300円=380円

※ ゆうメールを簡易書留とする場合の特殊取扱料も平成20年11月17日(月)以降同額(300円)となります。

(2) 特定記録郵便の新設

ア 商品性・特徴

- ・ 引受けの際に引受けの記録として、受領証をお渡しします。
- ・ 配達の際は、受取人様の郵便受箱に配達します(受領の証印又は署名はいただきません)。
- ・ 受領証に記載されているお問い合わせ番号により、ゆうびんホームページ等から追跡サービスを利用することができます。

イ ご利用の条件

- ・ 郵便物等の表面の見やすい所に「特定記録」の文字を明瞭に記載していただきます。
- ・ 速達及び配達日指定郵便以外の特殊取扱を付加することはできません。

ウ 特殊取扱料

160円

(定形郵便物(25gまで)を特定記録郵便とする場合)
郵便料金80円+特殊取扱料160円=240円

(3) 書留等の割引条件及び割引額の変更

[別紙](#)のとおりです。

(4) 配達記録郵便の廃止

これまでご愛顧いただいております配達記録郵便の取扱いを廃止します。お客さまにはご迷惑をお掛けいたしますが、新設する特定記録郵便又は料金変更後の簡易書留をご利用いただきますようお願いいたします。

3 実施予定日

平成20年11月17日(月)

以 上